

# 議会改革特別委員会

## ▶ Aグループ

議会におけるDX(デジタルトランスフォーメーション) について

(原口康之、谷口恵世、名波和昌、松下定弘、浜崎一輝、  
太田佳晴、大石和央)

## ▶ Bグループ

会派について

(加藤彰、石山和生、絹村智昭、木村正利、種茂和男、植田博巳、  
中野康子、村田博英)

# 議会改革の推進

▶ 牧之原市議会は、平成21年10月30日施行された議会基本条例に基づき、議会改革を進めてきた。

▶ 牧之原市議会基本条例

## 目的（第1条）

この条例は、議会の運営及び牧之原市議会議員に係る基本事項を定め、市民の声を反映し、市民が参画しやすい開かれた議会を実現することを目的としている。

# Aグループ

## 議会におけるDXについて

### 【目的】

感染症のまん延や災害時等でも審議を実質的に深める場である委員会を開催できる。

また、平時においては、育児、介護等による理由で委員会審査に出席することが困難な事情がある場合でも議員が委員会に出席できるよう、オンライン委員会開催に向けた環境整備について調査・研究を行う。

# 調査・研究期間、調査事項

- ▶ 令和6年8月～令和7年6月（予定）
- ▶ オンライン委員会の開催に向けた環境整備について

# 委員会条例の主な改正内容①（案）

→感染症のまん延や災害時、その他やむを得ない理由により参集が困難な場合にはオンラインで委員会に参加できるよう条文を新設

現行	改正案
<p data-bbox="198 568 308 606">(新設)</p> <div data-bbox="132 768 1166 1253" style="border: 2px solid green; border-radius: 50%; padding: 20px; text-align: center; background-color: #90EE90;"><p data-bbox="315 982 958 1049">新たな条文を新設！</p></div>	<p data-bbox="1309 568 1620 606">(開会方法の特例)</p> <p data-bbox="1251 629 2354 978">第12条の2 委員長は、重大な感染症のまん延、災害等の発生等、その他やむを得ない理由により、委員が委員会の開催場所に参集することが困難であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下、「オンラインによる方法」という。）で委員会を開会することができる。ただし、第65条第1項の秘密会はこの限りではない。</p> <ol data-bbox="1251 1001 2354 1395" style="list-style-type: none"><li>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</li><li>3 前項の規定により許可を得て委員会に出席した委員は、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</li><li>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</li></ol>

# 委員会条例の主な改正内容②（案）

→市役所（当局）の職員も、説明員などで委員会に出席する際にオンライン出席ができるよう条文を新設

現行	改正案
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第 26 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第 26 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するとき、議長を経て委員会にその旨を申し出なければならない。</p>

新たな条文を新設！

# Bグループ

## 会派制について

牧之原市議会では、議会基本条例第4条において、「会派を結成することができる」とあるが、具体的な運用方法等について決まっていない。

# 会派の性格

## (1) 会派とは

- ・ 当該議会で同じ政策を持つ議員の集団のことをいう。
  - ア 当該議会で会派を認めていること
  - イ 当該議会内で通用する集団であること
  - ウ 基本的な政策が一致すること

## (2) 法令上の規定

- ・ 地方自治法、委員会条例、会議規則は会派について規定していない。
- ・ 議会運営委員会決定等でその要件、結成・変更・消滅、代表者等について定めておく必要がある。

# 県内市議会の状況

( ) 内は議員定数

## 会派あり (20)

静岡市 (48)、浜松市 (46)、沼津市 (28)、熱海市 (15)、三島市 (22)、富士宮市 (22)、伊東市 (20)、島田市 (20)、富士市 (32)、磐田市 (26)、焼津市 (21)、掛川市 (21)、藤枝市 (22)、御殿場市 (21)、袋井市 (20)、下田市 (13)、裾野市 (19)、伊豆市 (16)、菊川市 (17)、伊豆の国市 (17)

## 会派なし (3)

湖西市 (18)、御前崎市 (13)、牧之原市 (16)

# 調査・研究期間、調査事項

- ▶ 令和6年8月～令和7年6月
- ▶ 議員定数が少ない議会としての課題と会派性
- ▶ 議会運営委員会、常任委員会の構成員選出に係る会派の関わり方
- ▶ 会派制をとった場合の事務局の負担
- ▶ 会派に係る予算措置の有無
- ▶ 会派における政策提言の方法
- ▶ 会派を構成する際の要件

ご清聴ありがとうございました。